

# ドローン無料撮影サービス

ドローンで撮影した画像を提供します！！



豊川市 東三河ふるさと公園



豊川市 東三河ふるさと公園



豊川市  
東三河ふるさと公園  
【動画】

## 事業着手前・後

事業の着手前、事業中、完了後の事業の進捗状況の確認や住民説明会等での広報活動に活用できます。

## 計画時の確認

事業計画時の位置選定や急傾斜等で近づけない不可視箇所の確認や土砂の堆積状況などの確認に活用できます。

## 災害等発生後

災害等の発生後の状況を撮影し、被災状況を把握するとともに、発生メカニズムの基礎資料として活用できます。

### 【注意事項】

- 撮影は航空法での制限範囲内となります。（DID地区、飛行高度制限など）
- 土地所有者（管理者）の同意や許可をお願いします。
- 災害直後、雨天や夜間、閉庁日は撮影できません。
- 撮影日は調整となります。また、立会をお願いします。
- 申し込みをもって規約に同意いただけたものとします。



公益財団法人  
愛知県都市整備協会

名古屋市中区三の丸三丁目2-1 愛知県東大手庁舎5階

まちづくり事業部 建設技術課

TEL : 052-951-2550 Email : [kensetsuka@aichi-toshi.or.jp](mailto:kensetsuka@aichi-toshi.or.jp)



## 小型無人航空機撮影業務に関する利用規約

### (利用規約の目的)

第1条 本利用規約は、公益財団法人愛知県都市整備協会(以下、「当協会」という。)が提供する小型無人航空機撮影業務(以下、「本業務」という。)の利用条件について定めることを目的とする。

### (本業務の内容)

第2条 本業務は、利用者の申込に基づき、建設行政運営上必要となる画像等を当協会が小型無人航空機により撮影を行い、その画像データを利用者へ提供し、もって建設行政の円滑な運営を支援する。

2 本業務は航空法及びその他関係法令等を遵守して実施する。ただし、同法上の特定飛行に該当する飛行は行わない。

### (利用規約への同意)

第3条 利用者は本利用規約に同意した上で、本業務を利用するものとする。

2 利用者は本利用規約の規定を当協会との契約内容とすることを同意するものとする。

### (契約の成立)

第4条 本業務の利用契約(以下、「利用契約」という。)は、利用者が当協会に利用申込書で申込を行い、当協会が電子メール等の方法で承諾の意思表示を行ったときに成立する。

### (利用者の範囲)

第5条 利用者は、愛知県内の市町村とする。

### (費用)

第6条 本業務の費用は、当面の間無償とする。

### (撮影箇所の許可等)

第7条 利用者は、本業務の撮影に先立ち、土地所有者や管理者等から撮影に必要な許可を取得するものとし、第三者からの一切の苦情等は利用者が責任をもって対応する。

### (免責)

第8条 地震、台風、津波、降雨、強風その他の天変地異、その他の不可抗力により本業務の全部または一部を履行できない場合、当協会はその責任を負わない。

2 契約が成立した後に、特定飛行に該当することが判明したことにより、本業務の全部または一部を履行できない場合、当協会はその責任を負わない。

### (著作権)

第9条 画像データの著作権は当協会が利用者に納品した時点で利用者に帰属する。

(秘密の保持)

第10条 当協会は本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第11条 当協会は本業務の履行にあたり、故意又は重過失により第三者に被害が発生した場合に限り、利用者と協議の上、その損害の一部又は全部を賠償する。

(納品)

第12条 当協会は本業務で撮影した画像データを撮影日から概ね2週間以内に利用者に納品する。

(利用規約の変更)

第13条 当協会は以下の場合に、当協会の裁量により、本利用規約を変更することができる。

- (1)本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合。
  - (2)本利用規約の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
- 2 当協会は前項による本利用規約の変更にあたり、変更後の本利用規約の効力発生日の前に相当な期間をもって、本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容とその効力発生日を当協会のウェブサイトに掲示し周知する。
- 3 当協会が利用者に変更後の本利用規約の内容を通知し、変更後の本利用規約の効力発生日以降に利用者が本業務を利用した場合、利用者は本利用規約の変更に同意したものとみなす。

(協議)

第14条 本利用規約に定めのない事項や、本利用規約の内容又は条項の解釈についての疑義が生じた場合には、当協会と利用者において誠実に協議のうえ、これを解決する。

付則 この規約は令和5年9月1日から適用する。

# 利用申込書

令和 年 月 日

公益財団法人  
愛知県都市整備協会理事長 殿

申込者

住 所

代表者名

担当者名

連絡先

小型無人航空機撮影業務に関する利用規約に同意の上、申し込みをします。

1 依頼場所・路線名等

2 使用目的

3 希望日時

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

4 土地所有者や管理者への同意や許可状況

5 連絡先

機関名:

所属:

氏名:

連絡先: